

こんな時には届出を！ 国民年金加入と喪失手続きをお忘れなく

20歳以上60歳以下で厚生年金等に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。
加入の手続きをし忘れて未加入の状態が続きますと、将来年金がもらえなくなる可能性があります。
加入の手続きを忘れないようにしてください。

	こんな時	必要なもの	届出場所
加入の場合	20歳になったとき(厚生年金等に加入している方は除きます)	・国民年金被保険者資格取得届書(20歳の誕生日前月に年金機構から郵送されます) ・印鑑	・町民生活課 ・米子年金事務所
	会社などを退職したとき(厚生年金等の加入者でなくなった60歳未満の方)	・年金手帳 ・退職日のわかるもの(退職証明書や離職票等) ・印鑑	・町民生活課 ・米子年金事務所
	厚生年金等に加入していた配偶者の扶養でなくなったとき(60歳未満の方)	・年金手帳 ・扶養喪失日のわかるもの(扶養喪失証明等) ・印鑑	・町民生活課 ・米子年金事務所

	こんな時	必要なもの	届出場所
喪失の場合	会社に就職して厚生年金等に加入したとき	勤務先にお問い合わせください。	原則、勤務先から年金機構に届出されます。
	厚生年金等に加入している配偶者の扶養になったとき	勤務先にお問い合わせください。	勤務先から年金機構に届出されます。

【問い合わせ先】米子年金事務所 ☎34-6111 町民生活課(天萬庁舎内) ☎64-3781

小さな掛金・大きな補償 スポーツ安全保険

対象となる事故 ★グループ活動中の事故 ★往復中の事故

保険期間 平成26年4月1日午前0時より平成27年3月31日午後12時まで

※団体活動を行う5名以上の方々に御加入ください。



加入対象	年間掛金 (1人金額)	傷害保険(保険金額)			
		死亡	後遺障害 (最高)	入院(日額)	通院(日額)
●こども(中学生以下)				日額	日額
●大人の文化・ボランティア・地域活動 (16歳以上)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
●大人のスポーツ活動(16歳以上)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
●65歳以上のスポーツ活動	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円
●危険度の高いスポーツ活動	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円

賠償責任保険(免責金額なし) : 身体・財物賠償合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円限度
突然死葬祭費用保険 : 突然死(急性心不全、脳内出血等)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償 180万円(支払限度額)

スポーツ安全協会 鳥取県支部

〒680-0944 鳥取市布勢146-1
☎(0857) 28-1288